

●香川県教育委員会告示第4号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第20条第5項の規定に基づく香川県指定無形文化財蒟醬の保持者大谷早人（平成18年香川県教育委員会告示第3号）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第4項の規定により重要無形文化財蒟醬の保持者として令和2年10月9日追加認定されたことから、当該香川県指定無形文化財の保持者の認定は、同日解除されたので、告示する。

令和2年10月20日

香 川 県 教 育 委 員 会